

件 名	市長等の給与の特例に関する条例（案）の制定について										
経過・現状 政策課題	<p>【経過】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成22年1月 市長等の退職手当の特例に関する条例の制定 ⇒市長、副市長、上下水道事業管理者、教育長及び常勤の監査委員の退職手当の不支給 <p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> 現在、本市は比較的健全な財政状況を維持しているものの、昨今の社会保障関係費の増大等、中長期的に見て楽観できるものではなく、将来世代に負担を先送りすべきではない。 また、長引く景気低迷等から市民生活は厳しさを増している。 他の政令市及び府内においても各市の首長が自主的に減額している。 										
対応方針 今後の取組 （案）	<p>【対応方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> 現状を踏まえて、本市においても特別職の給与（給料、地域手当及び期末手当）について、減額措置を講ずる。 <p>【減額措置の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市長等の給料等、期末手当の減額措置 <table border="1" data-bbox="486 1245 1129 1473"> <thead> <tr> <th>特別職</th> <th>減額率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市長</td> <td>20%</td> </tr> <tr> <td>副市長</td> <td>13%</td> </tr> <tr> <td>上下水道事業管理者、教育長</td> <td>8%</td> </tr> <tr> <td>常勤の監査委員</td> <td>5%</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> 減額措置期間 2年間(平成24年7月1日から平成26年6月30日まで) <p>【今後のスケジュール】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成24年5月 議会への上程 平成24年7月1日 施行(予定) 	特別職	減額率	市長	20%	副市長	13%	上下水道事業管理者、教育長	8%	常勤の監査委員	5%
特別職	減額率										
市長	20%										
副市長	13%										
上下水道事業管理者、教育長	8%										
常勤の監査委員	5%										
効果の想定	<ul style="list-style-type: none"> 影響額 ▲28,936千円 (平成24年度▲9,904千円、平成25年度▲14,469千円、平成26年度▲4,563千円) 										
関係局との 政策連携											

市長等の給与の特例に関する条例（案）

（市長の給与の特例）

第1条 市長の給料月額、平成24年7月1日から平成26年6月30日までの間（以下「特例期間」という。）において、堺市職員の給与に関する条例（昭和29年条例第6号。以下「条例」という。）別表第8の規定にかかわらず、同表に規定する額からその100分の20に相当する額を減じた額とする。ただし、期末手当及び退職手当の額の算出の基礎となる給料月額については、同表に規定する額とする。

2 特例期間における基準日（条例第34条の3に規定する基準日をいう。以下同じ。）に係る市長の期末手当の額は、同条の規定にかかわらず、当該基準日に係る同条に定める期末手当の額からその100分の20に相当する額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を減じた額とする。

（副市長の給与の特例）

第2条 副市長の給料月額は、特例期間において、条例別表第8の規定にかかわらず、同表に規定する額からその100分の13に相当する額を減じた額とする。ただし、期末手当及び退職手当の額の算出の基礎となる給料月額については、同表に規定する額とする。

2 特例期間における基準日に係る副市長の期末手当の額は、条例第34条の3の規定にかかわらず、当該基準日に係る同条に定める期末手当の額からその100分の13に相当する額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を減じた額とする。

（上下水道事業管理者の給与の特例）

第3条 上下水道事業管理者の給料月額は、特例期間において、条例別表第8の規定にかかわらず、同表に規定する額からその100分の8に相当する額を減じた額とする。ただし、期末手当及び退職手当の額の算出の基礎となる給料月額については、同表に規定する額とする。

2 特例期間における基準日に係る上下水道事業管理者の期末手当の額は、条例第34条の3の規定にかかわらず、当該基準日に係る同条に定める期末手当の額からその100分の8に相当する額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を減じた額とする。

（常勤の監査委員の給与の特例）

第4条 常勤の監査委員の給料月額は、特例期間において、条例別表第8の規定にかかわらず、同表に規定する額からその100分の5に相当する額を減じた額とする。ただし、期末手当及び退職手当の額の算出の基礎となる給料月額については、同表に規定する額とする。

2 特例期間における基準日に係る常勤の監査委員の期末手当の額は、条例第34条の3

の規定にかかわらず、当該基準日に係る同条に定める期末手当の額からその100分の5に相当する額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を減じた額とする。

（教育長の給与の特例）

第5条 教育長の給料月額は、特例期間において、教育長の給与等に関する条例（昭和31年条例第23号）第3条の規定にかかわらず、同条に規定する額からその100分の8に相当する額を減じた額とする。ただし、期末手当及び退職手当の額の算出の基礎となる給料月額については、同条に規定する額とする。

2 特例期間における教育長の給与等に関する条例第5条に規定する基準日に係る教育長の期末手当の額は、同条の規定にかかわらず、当該基準日に係る同条に定める期末手当の額からその100分の8に相当する額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を減じた額とする。

附 則

この条例は、平成24年7月1日から施行する。

市長等の給与の特例に関する条例(案)による減額措置額

(単位：円)

		給料月額(A)	地域手当(B)	給与月額(C) (A+B)	期末手当(D) (年間3.95月)	年収(C×12+D)	2年間の減額措置額 (H24.7.1-H26.6.30)
市長	現行	1,190,000	119,000	1,309,000	6,204,660	21,912,660	▲ 8,765,064
	20% 減額	952,000 (▲ 238,000)	95,200 (▲ 23,800)	1,047,200 (▲ 261,800)	4,963,728 (▲ 1,240,932)	17,530,128 (▲ 4,382,532)	
副市長	現行	990,000	99,000	1,089,000	5,161,860	18,229,860	▲ 14,219,286 ※3名分
	13% 減額	861,300 (▲ 128,700)	86,130 (▲ 12,870)	947,430 (▲ 141,570)	4,490,819 (▲ 671,041)	15,859,979 (▲ 2,369,881)	
上下水道事業管 理者・教育長	現行	793,000	79,300	872,300	4,134,702	14,602,302	▲ 4,672,736 ※2名分
	8% 減額	729,560 (▲ 63,440)	72,956 (▲ 6,344)	802,516 (▲ 69,784)	3,803,926 (▲ 330,776)	13,434,118 (▲ 1,168,184)	
常勤の監査委員 (代表監査委員)	現行	695,000	69,500	764,500	3,623,730	12,797,730	▲ 1,279,772
	5% 減額	660,250 (▲ 34,750)	66,025 (▲ 3,475)	726,275 (▲ 38,225)	3,442,544 (▲ 181,186)	12,157,844 (▲ 639,886)	
※かっこ書は、減額措置額 ※給料月額は給料月額に減額率を乗じて得た額を減じて算出 ※地域手当は減額後の給料月額で算出 ※期末手当は減額前の給料月額を基礎とした期末手当額に減額率を乗じて得た額(円未満の端数切捨て)を減じて算出							▲ 28,936,858